

身体拘束等適正化のための指針

(身体拘束廃止指針)

医療法人明倫会
老人保健施設あずさ

1 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

(2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

①切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性

身体拘束等が一時的であること。

(3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

- ・利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ・言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ・利用者の思いをくみ取る、利用者の移行に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ・利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
- ・万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。

- ・「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

2 身体拘束等適正化委員会に関する事項

身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正化委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(1) 設置の目的

- ・業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

(2) 身体拘束等適正化委員会の構成委員

- ・委員長は 看護師 が務める。
- ・委員会の委員は、施設長、介護職員、看護職員とする。
- ・各職種の役割は下記のとおりとする。
施設長（医師）：医療行為への対応、看護・介護職員との連携
看護・介護職員：医師との連携、利用者の尊厳を理解する、疾病・障害等による行動特性の理解、拘束がもたらす弊害を正確に認識する、心身の状態を把握しケアに努める、利用者の状態観察、記録整備

(3) 身体拘束等適正化委員会の開催

- ・委員会は、委員長の招集により3ヶ月に1回以上で開催する。
- ・身体拘束等を実施した場合は、随時委員会を開催する。

3 身体拘束等適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に関わる全ての職員に対して身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員研修を行う。

- (1) 定期的な研修の実施（年2回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4 やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

(1) 利用前

- ・事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束等適正化委員

会にて協議する。

- ・身体拘束等の内容、時間等について、個別支援計画等に記載し、利用者及び家族に対し現場責任者が説明を行い、同意を得る。

(2) 利用時

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正化委員会において実施件数の確認と身体拘束等をやむを得ず実施している場合（解除も含む）については協議検討し、議事録に残す。

(3) 身体拘束等の継続と解除

- ・身体拘束等適正化委員会において協議し、継続か廃止かの検討を行う。
- ・身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い記録する。
- ・身体拘束等解除の場合は即日、現場責任者より家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

(4) 緊急時

- ・緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由をケース記録に記録する。その後の事は身体拘束等適正化委員会において協議する。
- ・家族への説明は翌日までに現場責任者が行い、同意を得る。

5 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事業所ホームページにも公開する。

附則 この指針は、令和6年4月1日より施行する。

附則（令和7年4月1日一部改定）この指針は、令和7年4月1日から施行する。